こんにちは

日本共産党 横浜市会議員団

横浜市中区本町6-50-10(市役所内) 電話 045-671-3032 FAX 045-641-7100

E-mail:info@jcp-yokohama.com http://www.jcp-yokomhama.com/

険証は12月以降も使えます

12月2日以降も、マイナ保険証の有無に関わらず、手続き不要で、下記の有効期 限まで使えます。慌ててマイナンバーカードを取得しなくても大丈夫です。

- ■国保・後期高齢医療 来年7月31日まで
- ■協会けんぽ 来年の12月1日まで

マイナンバーカードを取得しなくても、現在の保険証と同じような「資 格確認書」が届きます。それで問題なく受診できます。

マイナンバーカードを…

持っている

持っていない

健康保険情報を…

登録している

(マイナ保険証にしている)



登録していない

(マイナ保険証にしていない)



マイナンバーカードを健康保険証として使 えますが、窓口によっては利用できないこ ともあり、個別に送られてくる「資格情報 のお知らせ※」を、マイナンバーカードと 併せて窓口に提出を求められる場合もあり ます。 ※「資格確認書」とは別のものです



「資格確認書」は、マイナ保険証をお 持ちの方には発行されません。

健康保険情報の登録解除できます

マイナンバーカードに登録した健康保険 情報は10月末に解除申請できることが国か ら示されました。

詳細については、国保・後期高齢者保険は各区 役所の保険・年金課に、協会けんぽなどは各協会 に問い合わせください。※10月3日現在まだ国か ら具体的な情報は自治体に示されていません。

「資格確認書」が送られてきます

現行の保険証の有効期限が切れる前に、 「資格確認書」が送られてきます。

国保・後期高齢医療 2年に1回発行 協会けんぽ 有効期限が4~5年間

資格確認書1枚で受診できます。



協会資料より協会資料より (··全国健 」のイメージの人ぽの 資格

マイナンバーカードの取得はあくまでも 任意です。強制があったり、未取得だから と不利益が出ることはあってはならないこ とです。

自治体に無駄な作業を押し付け、国民を 混乱させる政治を大本から変えましょう。

市会でも、引きつづき現行保険証の存続 を求めていきます。

今後の健康保健の流